



栃木県公報

令和7(2025)年
9月9日(火)
第637号

目 次

告 示

○道路の供用開始..... 699

公 告

○大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要..... 699

○大規模小売店舗の新設の届出に係る県の意見の概要..... 699

告 示

栃木県告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県国土整備部道路保全課において、令和7（2025）年9月9日から同年10月8日まで一般の縦覧に供する。

令和7（2025）年9月9日

栃木県知事 福田富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
61	主要地方道 真岡那須烏山線	芳賀郡芳賀町大字祖母井770から 芳賀郡芳賀町大字祖母井756-2まで	令和7（2025）年 9月9日

(道路保全課)

公 告

○大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第3項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出についての同条第1項の規定による意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を令和7（2025）年10月9日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

令和7（2025）年9月9日

栃木県知事 福田富一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス氏家店

さくら市氏家字東原3145番1

2 法第8条第1項の規定による意見の概要

市町村名	意見の概要
さくら市	意見なし

○大規模小売店舗の新設の届出に係る県の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する意見について通知したので、概要を次のとおり公告し、当該意見を令和7（2025）年10月9日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

令和7(2025)年9月9日

栃木県知事 福田富一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス氏家店

さくら市氏家字東原3145番1

- 2 法第8条第4項の規定による意見の概要

意見なし

(経営支援課)